平成２２年（フ）第５５号
福島県石川郡古殿町大字田口字中居181番地
破産者　小林　正男
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第１９１号
埼玉県行田市門井町１丁目26番地28
破産者　吉村　好廣
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２６０号
埼玉県熊谷市久下1694番地11
破産者　平賀　和男（旧姓武井）
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５９０号
横浜市磯子区森３―４―19　第一交通磯子寮206号、開始決定時の住所神奈川県藤沢市石川２丁目17番地の20
破産者　木曽　　泰
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６２７号
横浜市港南区上永谷５丁目12番15号
破産者　比良　輝巳
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４７７号
神奈川県茅ヶ崎市矢畑20番地26
破産者　金子　健志
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６２９号
横浜市栄区飯島町527番地　飯島団地４街区６棟502号
破産者　鴨川　光次
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９号
長野県大町市大町1312番地、住民票上の住所長野県大町市大町1661番地３
破産者　羽田　芳正
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第５８号
愛知県岡崎市牧御堂町字郷中72番地１　シャトーリ牧御堂Ａ棟203号、開始決定時の住所愛知県岡崎市矢作町字小河原22番地　Ａ・Ｃｉｔｙ岡崎矢作406
破産者　伊藤　伸晃
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８７１号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１ポートアイランド団地60棟1103号、開始決定時の住所京都市南区久世上久世町139番地２日光ハイツ南桂602号
破産者　秋田　栄子
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９２号
和歌山県西牟婁郡白浜町堅田2389番地の24
破産者　狩野　智成
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第４２号
和歌山県田辺市中芳養1923番地の４
破産者　幡山エンジニアリングこと　幡山　雅雄
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第３７号
福岡県嘉麻市上山田1145番地20
破産者　川﨑　保代
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第８４５号
熊本市東町４丁目13番１―303号
破産者　福岡　俊司
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５７５号
熊本市植木町一木616番地３
破産者　西島　浩幸
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成１９年（フ）第１２６号
宮崎県串間市大字西方4174番地１　串間マンション105号、住民票上の住所宮崎県串間市大字西方6920番地２
破産者　草竹　雄幸
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成１９年（フ）第１２７号
宮崎県日南市南郷町中村乙2611番地１、前住所宮崎県串間市大字西方7302番地３
破産者　草竹　幸一
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第１６９号
福島県喜多方市高郷町上郷字岡田甲210番地
破産者　物江建築こと　物江　孝喜
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係